

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年8月19日～2021年8月25日)

令和3年(2021年)8月27日

H E A D L I N E S									
政治									
マウオポルスキエ県議会における反LGBT宣言撤廃決議案の否決 上院議員52名がラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案に反対する声明を発表 ポーランド軍によるアフガニスタンからの救出活動									
治安等									
ベラルーシからの不法移民に関連する動向 農民が道路を封鎖									
経済									
最低賃金引き上げに関する議論 「Polish Deal」の下での税制改革法案の検討状況 2022年予算案の閣議決定 PKPインターシティ社がCOMBO車両を受領 ワルシャワ・シヨパン空港の搭乗者数 GEが洋上風力発電所の開発でOrlenを支援 高温ガス冷却炉開発の評議会の設立 シレジア水素バレー ノルドストリーム2のEU規制									
大使館からのお知らせ									
長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事									
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp									
政					治				
内					政				

お問い合わせ先は、大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005「X」5006各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

マウオポルスキエ県議会における反LGBT宣言撤廃決議案の否決【19日】

19日、ポーランド南部のマウオポルスキエ県議会は、2019年に採択された「自治体におけるLGBTイデオロギー導入に反対する宣言」(反LGBT宣言)撤廃決議案について、賛成15票、反対22票で否決した。ヴイトルド・コズウォフスキ・マウオポルスカ県知

事は、同宣言は家族と宗教の自由に対する姿勢を強調していると述べ、本年8月30日に県が新規の文書を提案すると明らかにしたが、同宣言を撤廃する内容ではないとみられている。欧州委員会は、本年7月14日にマウオポルスキエ県宛に書簡を発出し、同宣言は性的マイノリティーの権利を侵害していると、本年9月14日までに同宣言が撤廃されない場

合、特に2021-2027年のEU予算からマウオポルスカ県に割り当てられている約25億ユーロを含むEUからの補助金を差し止める可能性があることを伝えていた。トマシュ・ウリノヴィチ・マウオポルスカ県副知事は、同宣言は脅威であり、(同宣言が撤廃されなかったことに)驚くというよりも心配であると述べ、EUからの補助金が差し止められないようにすることが重要であると強調した。

上院議員52名がラジオ及びテレビ放送に関する法

律の改正案に反対する声明を発表【25日】

25日、「市民プラットフォーム」(PO)、「ポーランド農民党」(PSL)、「左派」等の上院議員52名が、「ポーランドの自由なメディアの保護に関する声明」を発表し、ラジオ及びテレビ放送に関する法律(放送法)の改正案に反対することを明らかにした。同声明は、同改正案はポーランド人から言論の自由を奪うことを目的としていると指摘し、上院の民主的多数派はポーランドにおける事実上の検閲の復活に繋がる無法状態に同意しないと強調した。

外交・安全保障

ポーランド軍によるアフガニスタンからの救出活動【25日、26日】

25日夜、ポーランド空軍機等によるアフガニスタン・カブール空港からの最後の救出活動が実施された。ポーランド政府の発表によると、これまでの活動において、合計で30機の空軍機及び14機の民間機がアフガニスタンに向かい、937人のアフガニスタ

ン人を含む1,300人を救出した。

26日、モラヴィエツキ首相は、記者会見の場で、本件救出活動はアフガニスタン情勢が悪化し始めた本年6月に開始され、ポーランドの協力者やアフガニスタンで国際平和・安定化活動に従事していたポーランド人を移動させたと述べ、ポーランドは必要としている人を決して見捨てないと強調した。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【22~26日】

22日、国境警備隊は、ベラルーシとの国境に留められている移民の人数について、24名であると明らかにした。また、数名が連れて行かれ、新たに数名の移民が連れてこられたと指摘した。

23日、ブワシュチャク国防大臣は、ベラルーシとの国境に位置するコプチャヌイ(Kopczany)を訪問した際、ポーランドとベラルーシの国境に派遣されている兵士の人数を2倍の2,000名まで増やすことを明らかにした。また、同国境沿いに2メートル以上のフェンスを建設することを明らかにし、今週中に建設作業が開始されると述べた。同日、カミンスキ内務・行政大臣は、あるジャーナリストが本件にかかる国境警備隊の対応を非難した上で、「SS(ナチス親衛隊)のバッチを付けているかもしれない」と言及したことについて、検察に通知するとツイッター上で明らかにした。

24日、モラヴィエツキ首相は、ポーランドとベラルーシの国境において、ハイブリッド攻撃が展開されているが、これは東側の隣国が組織的にポーランド

の政治状況を不安定にしようとする攻撃の一種であると述べた。また、主にイラクからの移民が集められ、国境に運ばれているが、彼らはベラルーシの国境におり、国際法に基づいてベラルーシ側が責任を負うと指摘した。

25日、国境警備隊は、本年8月以降、ベラルーシ側から違法に入国しようとした者が約2,900名を記録したと明らかにした。国境警備隊のツイッターによると、うち約2,000名の入国が拒否され、約900名が拘束されたという。

26日、ベラルーシとの国境沿いに設置される高さ2.5メートルのフェンスの建設が開始された。

農民が道路を封鎖【24~25日】

24日及び25日、政府の農業政策に不満を持つ農民がストライキを起こし、ポーランドの各所において道路を封鎖した。本ストライキを主導しているとみられる政治団体 AGROunia は、アフリカ豚熱(ASF)の流行による豚肉販売に関する問題について、政府との協議を要求しているとされる。同団体が関連する道路封鎖は、少なくとも全国14か所で行われた。

経 済

経済政策

最低賃金引き上げに関する議論【19日】

現在の政府案では、2022年に法定最低賃金を現在の2,800ズロチから3,000ズロチに、最低時給を現在の18.30ズロチから19.60ズロチに引き上げる計画となっている。本件は社会協議評議会に

て議論されているが、関係者の共通ポジション形成には至っていない。

「Polish Deal」の下での税制改革法案の検討状況【20-24日】

報道によると、与党「法と正義」(PiS)は、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」に対する世論のネガティブな反応(調査において、75%が同政策にネガティブな回答を行った)を踏まえ、税制改革の内容を緩やかにするとともに、健康保険料の負担割合を9%から3%に低減させることも検討しているという。ただし、その場合は社会保険基金(FUS)に大きな影響を及ぼすほか、国家保健基金(NFZ)の財源を減少させることになると思われる。

2022年予算案の閣議決定【24日】

マクロ経済動向・統計

7月の失業率【24日】

中央統計局(GUS)によれば、7月の失業率は5.8%(対前月比0.1%減)で、7月末の登録済み失業

者数は97万4,900人となった(6月末時点では99万3,400人)。

ポーランド産業動向

PKPインターシティ社がCOMBO車両を受領【23日】

PKPインターシティ社は、注文していた111A-30型COMBO車両60台のうち40台を受領した。2021年末までに残り20台の車両が準備され、総額3.1億ズロチ相当の契約が完了する。COMBO車両は、内部が適切に防音されて台車は新しいものに置き換えられ、分離された家族向けの個室、車椅子利用者を含む障がい者向けの個室があり、さらには個室のない部分と自転車及安全に輸送できるスペースもあり、高水準で多機能な車両から構成されている。

アダムチク・インフラ大臣は、「COMBO車両の近代化契約における基本ステージの完了は、PKPインターシティがスローダウンしていないことを証明している。旅行の快適さや鉄道の水準が絶えず向上しており、多くの旅行者が導入されたアメニティを楽しむことができることを嬉しく思う。このような車両の出現が、障がい者にとっても鉄道の利用機会が向上する点で重要なステップである」と述べている。

ワルシャワ・シヨパン空港の搭乗者数【23日】

ワルシャワ・シヨパン空港によると、本年7月の同空港の搭乗者数は104万人であった(前月比62%増、昨年同月比134%増)。これは、パンデミックが始まってから、月別で最も多い結果となった。同空港

は、これは重要な進展で、旅客輸送が急速に伸びている明らかな兆候であるとしている。また、今年初めから最も多く利用されている定期便はフランクフルト便であるが、7月単独ではパリ便が最も多く、キエフやアムステルダムへの定期便も人気があった。7月の非定期便の目的地については、トルコのアンタルヤ、ギリシャのロドス、ザギントス及びイラクリオンが最も人気があった。

GEが洋上風力発電所の開発でOrlenを支援【25日】

OrlenはGE Renewables Energy社とのバルト海における洋上風力発電の開発に関する覚書に署名した。この協定により、国が洋上風力発電を最大限活用させることで、ポーランドのエネルギー移行を加速できると考えられている。署名式にはサシン副首相兼国有財産大臣が出席し、「ポーランドは歴史的瞬間を迎え、我々は数十年、さらには数世紀にわたるポーランド経済を変えている。エネルギー移行プロセスによって、多くの投資課題があるが、新規雇用の創出を含む大きな機会もある」と述べた。両社は、今後の承認手続きの一部として、主にOrlenによる風力発電所の建設に向けた新たな承認を得るために協力する(現在Orlenは、1.2GWの施設について承認されている)。

エネルギー・環境

高温ガス冷却炉開発の評議会の設立【20日】

20日、クルティカ気候・環境大臣は、ポーランドの高温ガス冷却炉(HTGR)開発のための評議会を設立した。評議会の任務は、研究とその費用に対する継続的な監視を含むHTGR技術開発のモニタリング、エネルギー担当の大臣や従属するユニット・団体の活動に関する方向性の決定、そしてこの技術開発に

関与する機関の取組を調整することである。評議会のメンバーは、議長にクルティカ気候・環境大臣、副議長にチャルネク教育・科学大臣、幹事に環境・気候省大臣室の専門家であるナフラト教授をはじめ、教育・科学省、気候・環境省、国立研究開発センター、国家環境保護・水管理国家基金及びポーランド宇宙機関の代表が含まれる。

シレジア水素バレー【23日】

先週カトヴィツェで開かれた気候・環境省とシレジア地方当局との会合において、ポーランドの2040年までのエネルギー政策(PEP2040)にある5つの水素バレーのうち、2か所目をシレジア地方に創設するという従来の産業開発局(ARP)の発表が改めて確認された。シレジア水素バレーの枠組は、企業、高等教育機関、水素技術の開発のための資金を獲得できる研究機関、特に現地の自動車セクター(水素燃料電池やバス)によるグループから成り、シレジア地方のエネルギー移行が加速するとみられる。

なお、1か所目はジェシュフにあるポドカルパツキェ県水素バレーで、5月半ばに関連文書が署名されている。また、7月にはヴィエルコポモルスキエ県も水素バレーの設置計画について発表があった。

ノルドストリーム2のEU規制【25日】

ドイツ・デュッセルドルフの裁判所は、ガスピロム社(ロシアの国有ガス会社)のスイスにある子会社で

ある Nord Stream AG 社からの上訴を却下し、ノルドストリーム2パイプラインがEUの法律の対象になることを決定した。この判決は、EU内のガス市場を統治する法律であるEUガス指令に従うもので同法は輸入パイプラインにも適用されるように2019年に改正されていた。ロシアの企業は同パイプラインの全容量を利用することができなくなり(550億m³のうち275億m³が他の機関が利用できるようにする必要あり)、独立したオペレーターが必要となる。ガスピロムは現在、オペレーターとして Nord Stream AG 社を登録することで、EUの法的規制を回避しようとしている。

25日夜、サシン副首相兼国有財産大臣は、ドイツ裁判所の決定について「PGNiG(国有ガス会社)、ポーランドだけでなく、欧州全体にとっても非常に大きな成功である」と考えている。ガスピロム社は全市場関係者に対し、パイプラインの機能について公平性、透明性及び競争性の基盤を保障しなければならず、燃料不足や人為的なガス料金値上げの原因となるような、欧州へのガス供給を独占したり制限したりすることはできなくなる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機

関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場で

マスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を發出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005（受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00）

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布（同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布）されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録され

ている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP: https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館において、展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びプロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: ワルシャワ市、Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislaw-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」が開催されます。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1

詳細: <https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)